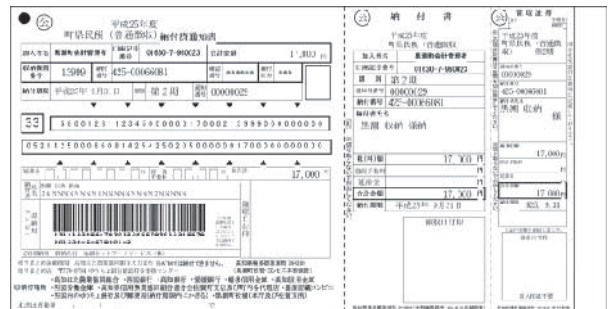


安心・便利な口座振替に加え、コンビニ収納がはじまりました

黒潮町では、町税や料金の納付について、平成26年4月から、コンビニエンスストア（以下「コンビニ」）でも納付できるようになりました。コンビニ利用の場合、曜日や時間に関係なく全国の店舗で納めることが可能です。

これまでどおり口座振替による納付や金融機関・役場窓口などでも納付できますので、ご都合の良い方法をお選びください。

※平成26年3月31日以前に発行されたお手持ちの納付書では、コンビニ納付することができませんのでご了承ください。



コンビニで納められる税金・料金

町民税・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、光ネットワークサービス、学校給食費、住宅使用料、住宅新築資金等償還金、奨学資金償還金、学校駐車場利用料、貸地料、農業集落排水施設使用料、漁業集落排水施設使用料、黒潮町庭先集荷手数料、町有財産使用料

※水道料はコンビニでは納付できません。下記金融機関で納付してください。

利用できるコンビニ(全国の各店舗)

スリーエフ、サークルK、サンクス、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、エブリワン、MMK設置店、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、スパーク北海道、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、セブン-イレブン、タイイー、ハセガワストア、ポプラ、ミニストップ

コンビニで取り扱いできないもの

- 納付書にバーコードの印字がないもの
- 納付書1枚の金額が30万円を超えるもの
- 納付書に記載されている納付期限を20日経過しているもの
- 納付書のバーコード部分が汚れたり、破れたりして読み取りができないもの
- 金額を訂正したもの

※コンビニ納付用の納付書は、コンビニとの取り決めによりホッチキスで留めることができませんので、納付書の期別・納付期限を確認してご使用ください。

下記金融機関でも納めることができます(口座振替も利用できます)

- 高知はた農協・高知銀行・四国銀行・幡多信用金庫・愛媛銀行・高知信用金庫・四国労働金庫
- 高知県信用漁業協同組合連合会佐賀町支店および町内各代理店
- 四国内のゆうちょ銀行および郵便局

【お問い合わせ】 本庁 税務課 収納係 ☎43-4500(直通) ・ ☎43-2816(直通)